

参 考 资 料

— 参 考 資 料 目 次 —

1.	肝炎対策基本法	資－1
2.	平成22年度肝炎総合対策予算案	資－4
3.	肝炎治療特別促進事業（医療費助成）	資－9
4.	肝炎ウイルス検査	資－12
5.	肝疾患診療連携拠点病院一覧	資－13
6.	肝炎患者等支援対策	資－15

肝炎対策基本法

(平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・ 肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにし、
- ・ 肝炎対策の推進に関する**指針の策定**について定めるとともに、
- ・ 肝炎対策の**基本となる事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・ 肝炎の予防に関する啓発、知識の普及等による予防推進、
- ・ 肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価、肝炎検査に関する普及啓発等

研究の推進

肝炎医療の均てん化促進等

- ・ 専門的な知識・技能を有する医師等、医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備、等

施策実施に当たっては、
肝炎患者の
人権尊重
・
差別解消
に配慮

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関

設置
←
意見
→

資料提出等、要
請
←
協議
→

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討
→必要に応じ、変更

肝硬変・肝がんへの対応

- 治療水準の向上が図られるための環境整備
- 患者支援の在り方について、医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）の概要

前文

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在し、肝炎が国内最大の感染症となっている。

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることから、これらの者にとって、将来への不安は計り知れないものがある。

戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、他方で、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多く、さらには、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着しているとは言えない。

B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件では、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断において国の責任が確定している。

このような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている。

ここに、肝炎対策に係る施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的に推進するため、この法律を制定する。

1. 基本理念

- ① 肝炎研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること。
- ② 居住地域にかかわらず肝炎検査を受けることができるようにすること。
- ③ 居住地域にかかわらず肝炎医療を受けることができるようにすること。
- ④ ①から③までの措置を講ずるに当たっては、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとする。

2. 責務

国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を規定すること。

3. 肝炎対策基本指針

厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎の予防及び医療の推進の基本的方向等について定める肝炎対策基本指針を策定すること。

4. 国及び地方公共団体が講ずる基本的施策

予 防

- ・ 肝炎予防に関する啓発及び知識の普及その他肝炎予防の推進のため必要な施策を講ずること。

早期発見

- ・ 肝炎検査の質の向上を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査に関する普及啓発等を行うこと。

治 療

- ・ 肝炎医療に係る専門知識・技能を有する医師等の育成を図ること。
- ・ 専門的な肝炎医療の提供等を行う医療機関の整備を図ること。
- ・ 肝炎患者に係る経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずること。
- ・ 肝炎患者の医療を受ける機会の確保及び療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずること。

研 究

- ・ 肝炎に関する研究の促進及びその成果の活用のために必要な施策を講ずること。
- ・ 肝炎医療に係る医薬品等の治験の迅速化と、肝炎医療に係る臨床研究の円滑な実施のための環境整備を図ること。

5. 肝炎対策推進協議会

肝炎対策基本指針の策定又は変更に当たって意見を述べる機関として、肝炎対策推進協議会を厚生労働省に置くこと。

6. 肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等

- ・ 肝硬変及び肝がんに関し、医薬品の知見の迅速化と、治療水準の向上のための環境整備を図ること。
- ・ 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。

7. 施行期日

この法律は、平成22年1月1日から施行すること。

肝炎総合対策の5本柱



早期発見・早期治療！

H22年度政府予算案

1. 肝炎治療促進のための環境整備（医療費助成）
【180億円】
2. 肝炎ウイルス検査の促進 【25億円】
3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、
相談体制整備などの患者支援 等 【9.2億円】
4. 国民に対する正しい知識の普及と理解 【2.1億円】
5. 研究の推進 【20億円】

肝 炎 対 策 の 推 進

【肝炎対策関連予算（案）（厚生労働省分）】

平成22年度 236億円（平成21年度 205億円）

【施策の方向性】

- 肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的促進のため、経済的負担軽減を図る。
- 検査・治療・普及・研究をより一層総合的に推進する。
- 検査未受診者の解消、肝炎医療の均てん化、正しい知識の普及啓発等を着実に実施していく。

1. 肝炎治療促進のための環境整備 180億円（129億円）

- 肝炎治療に関する医療費の助成の実施
 - ・ インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費を助成。
 - ※ 自己負担限度額を原則1万円（上位所得階層は2万円）まで引き下げる。（現行の負担額は1万円、3万円、5万円）
 - ※ 核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加する。
 - ※ インターフェロン治療に係る2回目の制度利用を認める。

2. 肝炎ウイルス検査の促進 25億円（46億円）

- 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備
 - ・ 検査未受診者の解消を図るため、医療機関委託など利便性に配慮した検査体制を整備。
 - ※ 緊急肝炎ウイルス検査事業の延長。
- 市町村等における肝炎ウイルス検査等の実施

3. 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、 肝硬変・肝がん患者への対応 9.2億円（9.2億円）

- 診療体制の整備の拡充
 - ・ 都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備するとともに、肝炎情報センターが、これらの拠点病院に対する支援を実施。
- 肝硬変・肝がん患者に対する心身両面のケア、医師に対する研修の実施

4. 国民に対する正しい知識の普及と理解 2.1億円（2.5億円）

- 職場や地域などあらゆる方面への正しい知識の普及
 - ※ 肝炎患者等支援対策（仮称）の実施。

5. 研究の推進 20億円（19億円）

- 肝炎研究7カ年戦略の推進
 - ・ 「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進。
- 肝疾患の治療等に関する開発・薬事承認・保険適用等の推進
 - ・ 治療薬等の研究開発の状況に応じて、速やかな薬事承認・保険適用の推進。

2 肝炎対策

236億円（205億円）

(1) 肝炎治療促進のための環境整備

180億円

インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費の助成を行う。

・肝炎治療特別促進事業の実施

180億円

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

<拡充>

○自己負担限度額を原則1万円（上位所得階層は2万円）まで引き下げる。

（現行の負担額は1万円、3万円、5万円）

○核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加する。

○インターフェロン治療に係る2回目の制度利用を認める。

(2) 肝炎ウイルス検査の促進

25億円

肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、検査未受診者の解消を図るため、保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保する。

(主な事業)

・保健所における肝炎ウイルス検査等の実施

15億円

(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区

(補助率) 定額 (1/2相当)

・健康増進事業における肝炎ウイルス検査等の実施

9.2億円

(補助先) 都道府県（間接補助先：市町村）、指定都市

(補助率) 定額 (1/2・1/3相当)

(3) 健康管理の促進と安全・安心の肝炎治療の推進、 肝硬変・肝がん患者への対応

9.2億円

都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備するとともに、肝炎情報センターにおいて、これら拠点病院を支援する。

また、医師等に研修を行い治療水準の向上を図る。

(主な事業)

- ・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置等 5.9 億円
(補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 1/2、定額 (10/10 相当)

- ・かかりつけ医等の研修等 5.4 百万円
(補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 1/2、定額 (10/10 相当)

- ・保健所における検査前・検査後相談事業 1.8 億円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額 (1/2 相当)

(4) 国民に対する正しい知識の普及と理解 2.1 億円

Q&Aやリーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催により、普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談受付を実施するほか、電話・FAXによる相談窓口を設けるなど、患者を含む国民に対する情報提供体制を確保する。

(主な事業)

- ・都道府県等における検査の受診勧奨等の普及啓発 2 億円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額 (1/2 相当)

- ・シンポジウム等による情報提供事業 9 百万円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額 (1/2 相当)

(5) 研究の推進 2.0 億円

「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。

(主な事業)

- ・肝炎研究基盤整備事業 3.6 百万円

2. 肝炎対策

事 項	平成 2 1 年 度	平成 2 2 年 度	備 考
	予 算 額	予 算 額 (案)	
	百万円	百万円	
肝炎対策の推進	< 20, 547 > 18, 672	< 23, 643 > 21, 565	
1. 肝炎治療促進のための環境整備	< 12, 935 > 12, 935	< 18, 007 > 18, 007	感染症対策特別促進事業費 18,007
2. 肝炎ウイルス検査の促進	< 4, 556 > 4, 555	< 2, 468 > 2, 468	特定感染症検査等事業費 1,547 健康増進事業費 921
3. 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の促進、肝硬変・肝がん患者への対応	< 917 > 886	< 923 > 846	肝炎緊急対策費 8 ㊦ 感染症対策特別促進事業費 657 特定感染症検査等事業費 181
4. 国民に対する正しい知識の普及と理解	< 253 > 250	< 214 > 208	肝炎緊急対策費 11 ㊦ 肝炎対策推進協議会経費 2 ㊦ 感染症対策特別促進事業費 195
5. 研究の促進	< 1, 885 > 46	< 2, 031 > 36	肝炎研究基盤整備事業費 36 厚生労働科学研究費 ㊦ 肝炎等克服緊急対策研究経費 1,995 (大臣官房厚生科学課計上)

< > は他局計上分を含む

平成22年度予算案における**肝炎治療特別促進事業(変更点)**

H22予算額(案) 180億円 ← H21予算額129億円

1. 自己負担限度額の引下げ

H21 : 所得に応じ、1. 3. 5万円の自己負担限度額

H22 : 原則1万円 (上位所得階層2万円)

※上位所得階層＝市町村民税課税年額が23万5千円以上の世帯 (H20年度実績で、約2割の者が該当)

2. 助成対象の拡大

H21 : インターフェロン治療のみ、助成対象

H22 : B型肝炎の核酸アナログ製剤を助成対象に追加

3. 制度利用回数の制限緩和

H21 : インターフェロン治療に係る制度利用は、1人につき1回のみ

**H22 : 医学的にインターフェロン再治療が有効と認められる
一定条件を満たす者について、2回目の利用を認める。**

都道府県ご担当への
お願い

上記変更(案)について、
医療機関、薬局、住民の方等への周知等、
円滑な移行に向けたご準備方、お願いいたします。

肝炎治療促進のための環境整備

～平成22年度肝炎治療特別促進事業(案)～

B型・C型ウイルス性肝炎に対する
インターフェロン治療 及び 核酸アナログ製剤治療への
医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 B型肝炎の核酸アナログ製剤治療
自己負担	原則 1万円 ただし、上位所得階層については、2万円
財源負担	国:地方=1:1
予算額	180億円
総事業費	360億円



早期治療!

平成21年12月25日

肝炎治療戦略会議報告書

ウイルス性慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤・ インターフェロン製剤等の有効性・安全性について (概要)

1. B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療について

B型慢性肝疾患患者に対して、核酸アナログ製剤を投与することは、有効性・安全性の観点から、極めて効果的である。このため、最新のガイドライン等を参照の上、適応となるB型慢性肝疾患患者に対して、核酸アナログ製剤投与を推奨することは、政策的にも有効であると考えられる。

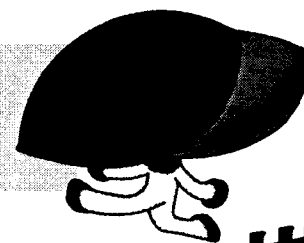
2. C型慢性肝疾患に対するインターフェロンの複数回投与について

初回治療による結果が再燃（36週までにウイルスが消失し、その後再燃した者）の場合、また、初回治療の内容がインターフェロン単独であった場合には、有効性・安全性の観点から、ペグインターフェロン/リバビリン併用療法による再治療の効果は十分に期待できる。つまり、初回治療による結果・初回治療の内容によって、再治療を推進することは政策的にも有効であると考えられる。

3. C型慢性肝疾患に対するインターフェロン少量長期投与について

IFN少量長期投与の有効性は、我が国の症例対照研究において5年を超える長期投与での有効性が示される一方、欧米の3.5～5年のランダム化比較試験において有効性が示されない結果が出る等、一定の見解が得られておらず、現時点での政策的な有効性は低いと考えられる。

肝炎ウイルス検査の促進



早期発見!

緊急肝炎ウイルス検査事業 (委託医療機関での無料検査)の**延長**

都道府県ご担当へのお願い

1人でも多くのキャリアの方が、早期発見できるよう、

- 委託医療機関の増加
- 受検勧奨（広報）の強化

をお願いいたします。

肝疾患診療連携拠点病院一覧

平成22年1月1日現在

	施設名	所在地
北海道	国立大学法人北海道大学病院	札幌市北区北14条西5
	国立大学法人旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東2条1
	札幌医科大学付属病院	札幌市中央区南1条西16
青森県	国立大学法人弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53
岩手県	岩手医科大学付属病院	盛岡市内丸19-1
宮城県	国立大学法人 東北大学病院	仙台市青葉区星陵町1-1
秋田県	国立大学法人 秋田大学医学部附属病院	秋田市広面蓮沼44-2
	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4-30
山形県	国立大学法人山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2
福島県	福島県立医科大学付属病院	福島市光が丘1番地
茨城県	株式会社 日立製作所 日立総合病院	日立市城南町二丁目1番1号
	東京医科大学霞ヶ浦病院	稲敷郡阿見町中央三丁目20番1号
栃木県	自治医科大学付属病院	下野市薬師寺3311-1
	獨協医科大学病院	下都賀郡壬生町北小林880
群馬県	国立大学法人 群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
埼玉県	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
千葉県	国立大学法人 千葉大学医学部附属病院	千葉市中央区亥鼻1-8-1
神奈川県	横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町4-57
	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-1-1
	北里大学東病院	相模原市麻溝台2-1-1
	東海大学医学部附属病院	伊勢原市下糟屋143
新潟県	新潟大学医歯学総合病院	新潟市中央区旭町通一番番754番地
富山県	富山県立中央病院	富山市西長江2-2-78
	市立砺波総合病院	砺波市新富町1-61
石川県	国立大学法人 金沢大学医学部附属病院	金沢市宝町13-1
福井県	社会福祉法人 恩賜財団 福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1
山梨県	国立大学法人 山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110
長野県	国立大学法人 信州大学医学部附属病院	松本市旭3-1-1
岐阜県	国立大学法人 岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸1-1
静岡県	順天堂大学医学部附属静岡病院	伊豆の国市長岡1129
	国立大学法人 浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山1-20-1
愛知県	名古屋市立大学病院	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1
三重県	国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2-174
滋賀県	国立大学法人 滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町
	大津赤十字病院	大津市長等一丁目1-35
京都府	国立大学法人 京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町54
	京都府立医科大学付属病院	京都市上京区河原町通広小路の梶井町465
大阪府	関西医科大学附属滝井病院	守口市文園町10番15号
	近畿大学医学部附属病院	大阪狭山市大野東377-2
	大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘2番15号
	大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1-5-7
	大阪医科大学付属病院	高槻市大学町2番7号
兵庫県	兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1番1号
奈良県	公立大学法人奈良県立医科大学付属病院	橿原市四条町840
鳥取県	国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36番地1
島根県	国立大学法人 島根大学医学部附属病院	出雲市塩治町89-1
岡山県	国立大学法人 岡山大学病院	岡山市鹿田町2-5-1
広島県	国立大学法人 広島大学病院	広島市南区霞1-2-3
	福山市民病院	福山市蔵王町5-23-1
山口県	国立大学法人 山口大学医学部附属病院	宇部市南小串1-1-1
徳島県	国立大学法人 徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1
香川県	香川県立中央病院	高松市番町5-4-16
愛媛県	国立大学法人 愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川

肝疾患診療連携拠点病院一覧

平成22年1月1日現在

	施設名	所在地
高知県	国立大学法人 高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1
佐賀県	国立大学法人 佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1
長崎県	独立行政法人 国立病院機構 長崎医療センター	長崎県大村市久原2丁目1001-1
熊本県	国立大学法人 熊本大学医学部附属病院	熊本市本荘1-1-1
大分県	国立大学法人 大分大学医学部附属病院	由布市挾間町医大ヶ丘1-1
宮崎県	国立大学法人 宮崎大学医学部附属病院	宮崎郡清武町大字木原5200番地
鹿児島県	国立大学法人 鹿児島大学医学部・歯学部附属病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1
沖縄県	国立大学法人 琉球大学医学部附属病院	中頭郡西原町字上原207番地
計		44道府県 61施設

肝炎患者等支援対策

地域の実情に応じた肝炎患者・家族等への支援を強化するため、平成22年度から、肝炎対策事業として、「肝炎患者等支援対策」を実施予定。

※ 基準額:約60万円、補助率1/2

本事業を活用しての事業（例）

- 地域の患者、家族、患者支援団体等のご要望に応える『患者サロン』の開設
- 肝疾患診療連携拠点病院に設置する相談センター・相談員の資質向上のため、肝炎患者ないし元患者であった者を講師とする講習会を実施
- 同じ経験を有する患者・家族が相談にのり、互いに支え合うこと（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象にしたピアサポーター育成のための研修を実施

※ピア(peer):同じ立場の方